

訪問看護ステーションよこすか 重要事項説明書【医療保険】

訪問看護の提供に当たり、事業所の概要や提供される訪問看護等の内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	プラチナ合同会社
主たる事務所の所在地	〒437-1301 掛川市横須賀1413番地の1
代表者（職名・氏名）	代表社員 太田 優子
設立年月日	令和4年4月21日
電話番号	0537-29-6555

2. 事業所の概要

事業所の名称	訪問看護ステーションよこすか	
事業所の所在地	〒437-1301 掛川市横須賀1413番地の1	
電話番号	0537-29-6555	
FAX番号	0537-29-6776	
指定年月日・事業所番号	令和4年8月1日	2267490064
通常の事業の実施地域	掛川市、袋井市、御前崎市	

3. 運営の方針

- 訪問看護の提供に当たっては、事業所の看護職員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復、利用者の生活機能の維持又は向上を図ります。
- 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的な訪問看護の提供に努めます。

4. 提供する訪問看護の内容

①病状や健康状態の管理と看護

血圧、体温、呼吸、皮膚(浮腫・褥瘡)、尿量、排便、栄養状態、清拭、足浴、処置・服薬指導、体位交換など

②医療処置・治療上の看護

創部・褥瘡処置、チューブ類の交換(排尿カテーテル、栄養チューブ)、膀胱洗浄、吸引、浣腸、摘便、点滴、ストマ交換、医療機器の管理指導など

③リハビリテーション看護

④家族の相談と支援

⑤療養環境の調整と支援

⑥認知症と精神疾患の看護

⑦終末期医療

⑧在宅移行支援

⑨地域の社会資源の活用

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで） を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとっています。

6. 事業所の従業者の体制

(令和6年4月1日現在)

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者		1人		
看護師	1人	1人	2人	

7. 利用料及び利用者負担金

次ページに記載

訪問看護の料金表 【医療保険】

R6.06.01 厚生労働省改定

医療保険			料金 (円)	利用者の負担金(円)		
基本項目	訪問看護療養費 1 (1日につき)	週3日目までの訪問		1割負担	2割負担	3割負担
		週4日目以降の訪問	5,550	555	1,110	1,665
加算項目	管理療養費	月の初日の訪問	6,550	655	1,310	1,965
		2日目以降の訪問	7,670	767	1,534	2,301
加算項目	難病等複数回訪問加算	1日に2回	3,000	300	600	900
		1日に3回以上	4,500	450	900	1,350
	緊急訪問看護加算	月14日目まで	8,000	800	1,600	2,400
		月15日目以降	2,650	265	530	795
	長時間訪問看護加算	月15日目以降	2,000	200	400	600
	複数名訪問看護加算	週1日につき	5,200	520	1,040	1,560
	夜間・早朝訪問看護加算	1日につき	4,500	450	900	1,350
	夜間・早朝訪問看護加算	夜間は18時～22時 早朝は6時～8時	2,100	210	420	630
	深夜訪問看護加算	深夜は22時～6時	4,200	420	840	1,260
	24時間対応体制加算	1月につき	6,800	680	1,360	2,040
	特別管理加算	重度 1月につき	5,000	500	1,000	1,500
		軽度 1月につき	2,500	250	500	750
	退院時共同指導加算	1月につき	8,000	800	1,600	2,400
		特別指導管理加算	2,000	200	400	600
	退院時支援指導加算	1月につき	6,000	600	1,200	1,800
		長時間加算	2,400	240	480	720
	在宅患者連携指導加算	1月につき	3,000	300	600	900
	在宅患者緊急時 カンファレンス加算	1月に2回	2,000	200	400	600
	訪問看護 ターミナルケア療養費	1月につき	25,000	2,500	5,000	7,500
	訪問看護医療DX情報 活用加算	1月につき	50	5	10	15
	訪問看護 情報提供療養費	1月につき	1,500	150	300	450

注) 利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担金額による

保険適用外の料金		料金(円)
交通費	片道2Km未満	250
	片道2Km以上	500
キャンセル料	前営業日までに連絡あり	無料
	前営業日までに連絡なし	1,000
休日利用料	営業日以外の訪問料金	2,500
エンゼルケア料	処置料	15,000
日常生活用品費	日常生活用品、物品など	実費相当額

8. 訪問看護の利用に当たっての留意事項

看護職員等はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

9. 緊急時における対応方法

訪問看護等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに「緊急時連絡カード」に記載する主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11. 非常災害時の対応

地震、風雪水害などの自然災害発生や新興感染症の発生、または警戒警報などが発令された場合には、予定されている訪問を急遽取りやめる場合があります。

その場合は、利用者又は家族に速やかに連絡します。

12. 訪問日、訪問時間の変更について

予定されている訪問日や訪問時間について、利用者又は家族の都合により日時の変更を希望される場合は、事前に日程調整の相談をお受けします。

また、他の利用者の病状急変などにより、処置などの対応に時間を要することがあり、やむを得ず予定されている訪問時間が前後することがありますので、ご理解ご協力をお願いします。その場合は、利用者又は家族に速やかに連絡します。

13. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口 電 話 0537-29-6555

受付時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時

担当者名 管理者 太田 優子

秘密保持と個人情報保護に関する説明書

当訪問看護ステーションでは、個人情報保護に関する法律を遵守して、個人の権利・利益を保護するために事業所の方針を定めて実施します。

1 個人情報の利用目的

- (1) サービスの申し込み及びサービスの提供を通じて収集した個人情報が記録の作成、ご利用者様へのサービスの提供および状態説明に必要な場合
- (2) サービスの提供に関することで、第三者へ個人情報を必要とする場合
主治医の所属する医療機関や連携医療機関、連携居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所等へのサービスに関する照会への回答
- (3) サービスの提供に関すること以外で、以下の通り必要がある場合
医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談、届け出、照会の回答、会計、経理損害賠償保険等に係る保険会社への相談、届け出等

2 個人情報の保護

なお、収集した個人情報は、保存方法、保存期間、廃棄処分については適用される法律の下に処分いたします。

写真撮影に関する説明書

当訪問看護ステーションでは、ご利用者がご自宅での療養生活を送られるうえで、適切な看護ケアや医療処置を実施するために、利用者様の写真を撮影させていただく場合があります。

以下の写真撮影および使用目的をお読みいただき、ご理解・ご協力いただけるようお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、看護師にご相談ください。

【写真撮影および写真使用の目的】

1. 創傷や褥瘡、湿疹等の皮膚の状態把握、および経過観察
2. 看護ケアや医療処置方法の共有、評価
3. 主治医への情報提供や指示の確認

緊急時の訪問看護 24時間対応体制に関する説明書

当事業所は、在宅療養をするご利用者が安心して在宅生活が送れるよう、24時間365日、緊急対応できる体制をとっています。

- 1 ご利用者又は家族等からの緊急の相談や連絡に、24時間の電話対応が可能です。
- 2 状態により計画している訪問時間外の緊急訪問に対応することが可能です。
- 3 緊急時連絡カードをお渡しし、緊急時の連絡先を明確にいたします。

医療保険 24時間対応体制

介護保険 緊急時訪問看護体制

介護保険 緊急時介護予防訪問看護体制